

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 隆誠会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市北区植木町植木 498 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 10 月 7 日
- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 10 月 29 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	宮崎 隆一	宮崎眼科医院管理者
理 事	宮崎 誠志	
理 事	宮崎 真穂	
監 事	内村 恵美	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	宮崎眼科医院	熊本県熊本市北区 植木町植木 498 番地	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			入所定員 名 通所定員 名
<u>介護医療 院</u>			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 11 月 22 日 監事の監査及び事業報告の件

令和 4 年 11 月 22 日 事業報告及び決算書類等承認の件

令和 4 年 11 月 23 日 理事長選任の件

令和 5 年 9 月 22 日 診療所の設備拡充、保守の件

様式 2

法人名 医療法人 隆誠会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市北区植木町植木498番地

財 産 目 録

(令和5年9月30日現在)

1. 資 産 額	112,154 千円
2. 負 債 額	46,087 千円
3. 純 資 産 額	66,067 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,574
B 固 定 資 産	85,580
C 資 産 合 計 (A + B)	112,154
D 負 債 合 計	46,087
E 純 資 産 (C - D)	66,067

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-2

法人名	医療法人 隆誠会	※医療法人整理番号				
所在地	熊本市北区植木町植木498番地					

貸借対照表
(令和5年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,574	I 流 動 負 債	35,437
II 固 定 資 産	85,580	II 固 定 負 債	10,650
1 有 形 固 定 資 産	38,047	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	1,004	負 債 合 計	46,087
3 そ の 他 の 資 産	46,529	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 積 立 金	56,067
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	66,067
資 産 合 計	112,154	負債・純資産合計	112,154

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 隆誠会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市北区植木町植木498番地

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	100,110
2 事業費用	93,589
本来業務事業利益	6,521
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	6,521
II 事業外収益	2,497
III 事業外費用	246
経常利益	8,772
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,772
法人税等	317
当期純利益	8,455

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 隆誠会
所在地 熊本市北区植木町植木498番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人の役員 又はその近親者が株 主総会の議決権の過 半数を占めている法 人	㈲宮崎コンタク トレンズ	熊本市北区植木町植 木498番地	189,061	コンタクトレン ズの販売・不動 産の賃貸及び管 理	不動産の賃貸	不動産の賃貸	11,880	地代家賃	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 1 当法人理事長 宮崎隆一及び配偶者が株主総会の議決権の100%を占めている法人
- 2 ㈲宮崎コンタクトレンズへの地代家賃の価格は、近隣相場を参考に決定している

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	宮崎 隆一	医師	当法人理事長 借入金の返済	借入金の返済	2,135	短期借入金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 隆誠会

理事長 宮崎 隆一 殿

私（注1）は、医療法人隆誠会の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 11月 27日

医療法人 隆誠会

監事 内村 恵美



（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。